

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成21年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、災害復旧の促進及び公共事業の平準化を図るため、災害復旧等事業費及び一般公共事業に係る国庫債務負担行為の追加等を内容とする「平成21年度第2次補正予算」が1月28日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成21年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成21年3月31日付け国会公第195号及び平成21年5月29日付け国会公第21号により種々御配慮をお願いしているところであるが、平成22年1月19日の閣僚懇談会において、内閣総理大臣より各閣僚に対して、予算成立後、直ちに執行が可能となるような体制を整えていただきたい旨の発言があったことを踏まえ、第2次補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成21年第2次補正予算による追加事業については、被災地の早期の復旧を図るため、速やかに執行すること。

また、いわゆるゼロ国債による事業についても、公共事業の平準化を推進する必要性を勘案し、速やかに執行すること。

2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、「平成21年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成21年4月3日）に基づき、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等による可能な限りの一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に引き続き努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。
  
3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進すること。  
また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。
  
4. 平成21年6月12日に閣議決定された「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

国会公第 224 号 - 2  
平成 22 年 1 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 政 令 指 定 都 市 の 長 殿

国 土 交 通 事 務 次 官

平成 21 年度第 2 次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。